

## 会議結果のお知らせ

第8回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会を、次のとおり開催しました。

令和6年2月6日

宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会

### 1 開催日時

令和6年1月25日（木）午後2時～午後3時40分

### 2 開催場所

崎山公民館 多目的ホール

### 3 議題

- (1) 経過報告及び今後の予定について
- (2) 「宮古市文化財保存活用地域計画」(案) について

### 4 会議の概要

事務局より前回会議からの作成経過について報告するとともに、今後の予定について説明を行った。また、「宮古市文化財保存活用地域計画」(案) についての検討を行い、最終案として了承された。

詳細は、別紙会議録のとおり。

### 5 問い合わせ先

宮古市教育委員会事務局文化課

電話番号0193-65-7526

## 第8回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会 会議録

- 1 会議の名称 第8回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会
- 2 開催日時 令和6年1月25日(木)午後2時～午後3時40分
- 3 開催場所 崎山公民館 多目的ホール
- 4 出席委員 熊谷常正(会長)・中嶋勝司(副会長)・柳澤忠昭・濱田宏・海津ゆりえ  
青柳かつら(オンライン)・武内寛・藤島洋介・松本徹・佐藤淳一  
赤沼真知子・澤田満穂・在原歌織・福原隆泰
- 欠席委員 高辻陽介
- 5 傍聴人 1人(岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課)

(事務局) 佐々木勝利教育部長・北舘克彦文化課長・假屋雄一郎市史編さん室長・安原誠埋蔵文化財センター所長・鎌田祐二北上山地民俗資料館長・長谷川真学芸係長・千葉剛史主任学芸員・菊池駿貴学芸員・澤田尚美学芸専門員・市村翔学芸専門員・田代奈緒美事務補助員

計26名

### 審 議 経 過

#### (1) 開会

#### (2) 教育長あいさつ(代理:教育部長)

本日はお忙しい中、第8回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

令和3年度の第1回策定協議会に始まりまして、今回で8回目の会議となります。これまでに委員の皆様から様々なご意見をいただきながら計画の策定を進めて参りました。今回お示しする計画案が最終案となります。委員の皆様には計画策定にご協力をいただきましたことにつきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。今回の協議会の意見を踏まえ、2月の宮古市教育委員会定例会において、議案として提出する予定でございます。その後3月には完成版として、文化庁に提出予定でございます。そして7月の文化庁認定を目指して進めさせていただきます。認定後におきましては、この文化財保存活用地域計画の公開、あるいは概要版作成等、周知に努めて参りたいと考えております。今後は、宮古市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財を活用した様々な事業を計画的に実施し、次世代への確実な継承に取り組んで参りたいと考えてございます。

本日の策定協議会につきましては、限られた時間ではございますが、委員の皆様からご忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### (3) 会長あいさつ

盛岡は昨日の午後から雪が降り始めまして、今日どうかと思っておりましたが見事に晴れてくれました。トンネルを過ぎまして茂市の辺りまで来ますと雪がほとんどない。やはり宮古は盛岡とは全然違う。岩手県は広いので、各地でそれぞれの環境、そしてそれに支えられた文化や社会というものが出来上がっているのだということ、季節の都度に感じるわけでございます。

令和3年の秋に第1回の協議会をスタートさせまして、今申し上げました宮古ならではのことにフォーカスしたような形で地域計画の策定にあたって参りました。それぞれの委員の方々、それぞれの分野から、あるいはその分野を超えて基本的なところから適切なご意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。おかげさまで本日、最終的

な形に近い状態で、皆様にお諮りすることができるようになりました。なにせ経験のない新しい事業、法改正に基づいて行われる新しい事業でございます。事務局をはじめ、いろいろな分野の方々にご苦勞をお掛けいたしましたこと、そしてそれに応えてこのような立派な資料を作っていただきましたこと、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本日は最終的な形での協議ということになりまして、パブリックコメントの状況、あるいは文化庁からの意見等を踏まえて、最終的な案を確定させていただきたいと思っております。文化庁との協議はまだ認定まで続くとは思いますが、ぜひ事務局には頑張って、自分たちの宮古の地域個性をしっかりとアピールしていただければと思います。さらに来年度認定を受けた暁には、速やかにこの計画に基づいた対応を実施していただけることを期待申し上げて、最後の会のご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いたします。

#### (4) 議題

・経過報告及び今後の予定について（事務局説明）

##### 《質疑応答》

(委員) 周知方法の案を見たとき、多岐に渡っていて素晴らしいと思ったのですが、印刷製本が50部という、せっかくこんなに立派なものを作ったのにと感じたのですが。実は学校現場でも生徒指導提要という300ページくらいある生徒指導のバイブルのようなものですけれども、昨年度改定されて、今までは全国の小中高の学校に1冊は必ず配られていました。それが文科省のホームページで見られるようになりました。紙媒体ではなく、目次のところをクリックすると、見たいところが見られるような形になっているもので、すごく使えると感じました。概要版や広報等で見て、詳しく知りたい、もう少し見たいと言った時に、ホームページがどのように作られているか、全部が見られるのか、資料編まで入っているのか、目次からクリックすると見やすい状態で辿り着けるものなのか。その辺りができていると、とても今の時代は使いやすいと思いました。

(会長) 今の時点でどのように考えていますか。

(事務局) ホームページで見やすく、というのはその通りだと思っております。出来上がったところの市町村の計画を見ると、章ごとになっていたり、全部が載っていたり、いろいろ形はあるようすけれども、使いやすいようにホームページの構成は考えていきたいと思っています。

(委員) 詳しく見たいと思った方がホームページにいけば見られるというのが分かるように、また概要版を見たときに「詳しくはこちらに」という案内があるといいと思います。

(事務局) QRコードを付けるとか、そういう形で工夫はしていきたいと思っております。

(会長) 私みたいな年寄りやはり紙媒体じゃないと寂しいところがあるのですが、大本に辿り着けるようなサービスをきちんと取っておくということがまず前提だろうと思っております。50部というのが適正な数なのかどうかは分かりませんが、単費でもう少しなんとかしていただけないかというのはあるのですが。

(委員) 先ほどの説明の中で、パブリックコメントも意見がなかったということで、ホームページの発信や広報での発信となってくると、受け手がどうしても受け身になってしまって、その気がないと見ない。これは今回の周知方法の中でも同じことになっては嫌だという思いがあって、これだけ皆さんが頑張って仕上げられているものを、どうしたら市民の手に届くような見え方がするかと言ったら、やはり受け身だけではなくて、働きかける、積極的なアプローチもいると思っています。5回の公開講座を行っている中で、それなりの参加もあったというところから、やはり直接この地域計画というのが市民にとってどんなに役に立つものなのか、あるいは関係各所に対して、これを活かすことによってどんなワクワクすることが起こるのかという可能性を直接発信する場、公開講座のようなスタートアップの発信の場というのを、地域ごとに宮古、田老、川井、新里と会場を作る。それも来ていただくのは大

変ですけれども、何々計画と言った時にちょっと文面が硬くて、自分は関係ないというようなことにどうしてもなってしまう。これを見れば宮古のこんなところが分かるとか、こんな使い方をすればもっとワクワクするというようなところで、活用できるきっかけ作りの場を作られたらいいと思います。そういうものにも協力していきたいと思ひますし、せつかくこうやってよい計画にさせていただきましたので、広く周知されることを期待して、提案させていただきます。

(会長) 非常によいご意見だったと思ひます。要するに準備するだけではなく、こっちからいろいろやっていく。特に地域計画の中で、文化財保存活用区域を作っていきます。この計画は行政だけが作るのではなくて、地元の人たちが主体となってやっていくものだとするならば、地元に対して情報提供して、地元から動きが出てくるような提供をしていかななくてはいけない。きちんと位置付けていかないといけない。周知方法としてこうやって掲げている項目はありますけれども、それ以外にもいろいろな場面で地元に対して提供していくというようなサービスを考へていただきたいと思ひます。その際にはいろいろご協力いただくことになると思ひますので、よろしくお願ひします。

(委員) 50部は少ないと思ひます。他の市町村でも町史とか市史を出していますが、それは誰でも買える、いつでも買える。特に津波で失ったものというのは紙の媒体でいっぱいあると思ひます。できるだけ、誰でもいつでも冊子で買えるようなものを作っていただければと思ひます。何か事業を起こすにしても、地域の発展のためにやはり前もって知っていたほうが計画しやすいと思ひます。500部でもいいので作って、誰にでもいつでも持てるような、理想は一家に1冊欲しいですが、よろしくお願ひします。

(会長) やはり限られた場でしか活用できないというのは厳しいと思ひます。

(事務局) 私たちも非常にたくさんの冊数を作っているところなどに配ろうと思っていたところでごさいました。他の事業との絡みもあって、今、予算編成時期ですけれども、今の段階では50部というような形で進めていく形にはなるのですが、概要版を作るとか、地域に出たの宝さがしとか、そういう中で概要版を配り説明しながら、という中でどんどん盛り上がりが出てくると追加印刷ということも可能になってくると思ひますので、そうなるように事業を進めさせていただきたいと思ひます。

(委員) 今回、この計画を作った先で、観光セクションと一緒にやろうとか、いろいろな人たちを巻き込んで宮古をネットワークするという話をされています。それを考えるとたぶん庁内、委員というだけで50部終わってしまうと思ひます。その辺りも視野に入れて、増刷の話も出ましたので、どこに、誰に渡していったらいいかというのを考へながら、この部数に縛られない方向で普及をしていただければと思ひます。特に地域計画というのはステークホルダーがたくさんいるので、これありきということで計画を作って終わりではないということ念頭において進めていただければと思ひます。販売の話も出ましたので、そういうことも可能なのかということとか、今、印刷物自体を安く作る方法があるので、50部という部数で表現するのか、いくらで印刷するというようにしているのか、というところもあると思ひます。

(会長) ぜひ効率的な方法で。田舎にいとあまり知らないのですが、安く作る方法って具体的にはPDFを使えば印刷業者に製本してもらいたい感じですか。

(委員) そうですね。安く印刷する印刷会社はいくつもあります。

#### ・「宮古市文化財保存活用地域計画」(案)について(事務局説明)

##### 《質 疑 応 答》

(会長) 地域の宝というのは、文化財の6類型＋未指定の地域資産＝地域の宝、という概念で整理するということですね。ということは、関連文化財群等も含めて、地域の宝というの

が一番大きな概念として出てくるということで理解していいですね。

(事務局) 今、委員にお配りしているこの計画案は、まだ今回の文化庁の指摘を修正していないものです。

(会長) 何箇所くらい出てきますか。結構出てきますか。

(事務局) 全部チェックしていく必要があります。

(会長) 宝が平仮名になるというような表記の変更はないですね。

(事務局) 地域の宝に関してはないです。

(会長) 基本的に対象とする文化財のまとまりみたいなものを地域の宝という。地域の宝の中身は、文化財保護法でいう6類型、そこから外れている未指定などの地域資産を含んだ概念が地域の宝というものだということで、整理し直すということですが、結構大変だと思います。これは頑張ってください。

(事務局) そういうつもりで書いていたのですが、上手く定義していなかったのと、一度地域資産という言葉を取っ払ったりしたので、今後は地域の宝と地域資産をきちんと区別して書いていくということになると思います。

(会長) いわゆる文化財+地域資産が地域の宝だというふうに考えていくということで間違いないですね。単純化するとそういうことですね。

それからいわゆる文化財の類型の中で、現場の感覚からすると指定物件と登録物件とは扱い方が全然違うので、その登録有形文化財と有形文化財を分けていたのですが、有形文化財の中に指定物件と登録物件があるのだというふうにするという文化庁からの指摘ですね。言われてみれば、確かにその通りなので、文化庁の表を見てもそういう順番になっているようですから、これはやはり直さないといけないと思います。

あとは根本的なところで、というのはないですね。大きく分けて登録文化財の扱い、それからいわゆる地域の宝の概念整理。あともう一つ、指定等文化財一覧表の「0」と「-」の違いですね。例えば、文化的景観と伝統的建造物群のところ、国指定のところは「0」になっていますが、県指定以下は「-」になっています。これはご存じのように、文化的景観と伝統的建造物群については、県の文化財保護条例の中にはない。まだないので、「0」ではなくて「-」だというふうになります。そうすると、この中に登録を含めてというような指摘はないですか。

(事務局) 国指定、県指定、市指定、国登録の順に記載し、有形文化財(建造物)が4件、記念物(名勝地)が1件となります。これは文化庁で公表している指針がありまして、令和5年3月に改訂版が出ている。この表に従って記載しています。

(会長) 図1-6の地域の宝と言うのが、この全体を規定するということでしょうか。だとしたら、ここに枠を入れたほうがいいのではないのでしょうか。要するに指定等の文化財と未指定の文化財。これは違うのではないのでしょうか。未指定の文化財を地域資産というのではなかったでしょうか。

(事務局) 6類型に当てはめられるものは未指定文化財というふうにして、その類型に納まらないものを地域資産と言って、さらに全てを地域の宝として結び付けて活用していきたいということです。

(委員) 今のところで気になったのは、文化庁の指摘の④の「基本的な取り組みの方針」を「基本的な方針と取り組み」に変更するということです。P79では、取り組みを赤で囲ったものと青で囲ったものの二段階で考えていて、左側を「基本的な取り組み」と呼んで整理して、「一体的・総合的な取り組み」として右側のコンセプトを実現する、こういう二層で考えていたはずなのに、基本的な取り組みの方針を変えないといけないところはどこ受け止められているのでしょうか。

(事務局) 文化庁から指摘があったのは、方針で見出しが終わっているということです。そ

うすると方針しかここには書いていないのだろうと思って、このところを読んでいくと、下の方に◆で、何とか調査と言う形で事業が書いてある。文化庁ではこの◆も方針だというふうに、この見出しだと読み込んでしまうということです。方針と取り組みが両方ここには記載しています、ということ、ちゃんとここで明示してくださいということです。概念図にある「基本的な取り組み」と、「一体的・総合的な取り組み」をなしにするというわけではなく、この二つの二段構えは大丈夫です。見出しと、中に書いてある内容の整合性を合わせてください、という指摘でした。

(事務局)もしかしたら、今お話しがあった基本的な取り組みの方針と一体的・総合的な取り組みの方針の部分ですけれども、私たちの気持ちからいけば「基本的な取り組みの方針と取り組み」みたいな形になるかと思います。基本的な取り組みについては(1)の中で方針と取り組みについて書いて、(2)では一体的・総合的な取り組みについての方針と取り組みを書いています、というふうな形での見出しに変えさせていただくように協議をしてみたいと思います。

(会長)「2 文化財の保存・活用の取り組みの方針」があって、その下に(1)基本的な取り組みの方針がある。2で取り組みも方針もうたっています。むしろここは取り組みになっているのではないか。基本的な取り組みだけでよいのではないですか。

(事務局)文化庁と協議していきたいと思います。

(委員)今、議論されているところは「基本的な取り組み」でよいのではないかと思います。先ほどの図1-6の改定版と表3-1に戻らせていただきたいのですが、上の図がちょっと釈然としなくて、同心円で書いてあるものが集合の関係だとすると、地域の宝の中に地域資産がまずあり、その中に未指定文化財があり、その中に指定等文化財があるというように見えるのです。そうなるとう未指定文化財の中に指定等文化財があるのはおかしくて、おそらく地域資産の中に文化財に指定されたもの、文化財に相当するものもあって、その中で一部は指定を受けている、そういうことだと思うので、この図を、集合を表すもののだとして考えるのは、もう一回考え直した方がいいと思っています。その上で、文化財の未指定と指定のところ、小さい丸があって6類型示しているのですが、その中側の指定等のところと、未指定のところを書いてある小さい丸をひもで引っ張って見ていると食い違う。有形とか無形とか記念物とかはあるのですが、文化的景観の中にはあるけど外側には埋蔵文化財があるとか、伝統的建造物群というのは指定にあるけど外にはないとか。外には文化財の保存技術があるけど指定にはないということで、少し違うので、同じ6類型となってしまうと違うのではないかと思います。この図で全ての関係が示せるように整理した方がいいと思いました。

それから表3-1ですけれども、「-」で示しているところは、そもそもこういう制度はないということだったのですが、やはり我々は分かるのですが、一般の人は見ても分からないので、ここはアスタリスクか何かを付けて、これに該当する制度はないです、みたいなことをはみ出しに書くとか、丁寧に説明してあげた方がよいと思いました。実際にはカモシカの表記とかもアスタリスクが付くので、注記が増えてしまう感じはするのですが、そのくらいはあってもいいと思いました。

追加で一つ、P79の図6-1ですけれども、赤い方の囲みで「ふるさと宮古ネットワーク」という組織体制があるのですが、下から上に向かう流れだとすると、関連文化財群と文化財保存活用区域があって、それらを繋いだ上で組織体制を作り、上の活用に行くという流れだと思うので、右の四角の中の三角形、今は逆三角形になっているけれども、上下ひっくり返して、ネットワークを上を持っていくとした方が流れがよいと思いました。ご検討ください。

(委員)地域の宝というところで探し出してきたわけですがけれども、貴重なものとか希少な

ものを我々としてはなるべくPRしていきたいということで、いろいろ絞り出してきたのですが、P137の関連文化財の話になるのですが、「12 クザカイトンポポ生育地」、「14 ヒョウモンチョウ生息地」、「16 オオバナノエンレイソウ群落」ですが、これは削除した方がいいのではないかと思います。やはり希少種は保護もしないといけないので、出来上がって見たらインターネットとかで閲覧できるようなので、出したいのですが保護する必要があると思うので、ご検討いただけたらと思っています。次のP138、P139の地図からも、今お話ししました希少種は削除した方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長) 前にイヌワシの生息地もありましたね。今、この地図から削除するのはよいと思うのですが、一覧表には載せておいた方がいいのでは。どうでしょうか。

(委員) こういう希少種はレア物が狙われやすいので、早い話が盗採の原因になる。その原因になるものは載せない方がいいと思いました。

(会長) 今のことについて、どうでしょうか。例えば化石も含めて。

(委員) 植物の話ではないですが、三陸ジオパークに関係しているPT境界層という岩泉町安家の奥にある地層があって、これは学術的に日本全国、世界的に重要なのですが、その時に岩泉町教育委員会の方で、そこを荒らされたら困るということ、それから研究者にとっては、非常に重要な部分で岩石は採りたいとなる。それから他の人たちが来て盗掘というか勝手に削っていくというようなことでは困る。そういう三つ巴の葛藤がありまして、結果的にはPT境界層という名前は大々的に出しています。ただ幸運なことにそこは人家からずっと離れたところで、そこを見つけるのは大変だということ、名前は出すけれども、看板あるいは地図には載せないということで、研究者の採掘だけにとどまっているというのが今の状況です。

(会長) 文化財として守るべきものでもあるという意思表示はきちんとやっぱり出しておくべきだろうと思うのです。一覧表には載せるけれども、地図には示さないというような方法もあると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

(事務局) 一応、地図に場所が入っていない。場所が分かるように書いているのは、ちょっと大きな色の付いた緑の点で、小さい点は場所を示していないという地図の書き方にしています。

(会長) 例えばその横にあります山祇神社の権現様とコメツガというのは、これは場所を示している。

(事務局) 大きな丸は場所を示しています。木の博物館で出しているものとか石割桜も場所を示しています。

(会長) この地図を見ると、兜神社の周辺にタンポポの生息地があると思ってしまう。

(委員) 宮古市の文化財として指定されて、保護区域とか看板を出して囲ったりして、そこまでやった上だったら挙げてもいいと思うのですが、ちょっと中途半端な気がしています。やはりP137で門馬と記載されています。なぜ木はよいかというと、木はさすがに持っていけないと思うのです。小さい植物は挙げない方がいいのではないかと思います。自然保護団体からもこれはまずいと言われることになるかもしれないので、伏せておいた方がいいのではないのでしょうか。さっきのイヌワシがまさにそうで、岩泉町で観察会をやったけれども、やはりそれがもとで繁殖に影響が出たので、まずいということになって、それでやめようということになりました。この希少種は載せたいけれども、ちょっとまだ載せない方がいいと思います。本当はもっとレア物もあって出したいけれども、ちょっとストップした方がいいと思って、この3種は削除した方がいいのではないかと思います。

(会長) もう一回確認しますと、12番、14番、16番。専門的な立場にある方からそういった意見が出ています。先ほどのお話にありましたように、これが宮古市の天然記念物として、保護の対象として明確になった時点、法の施策が取られたのであれば公開してもよい

けれども、今の時点では危惧すべき場面の方が多くはないかということです。こういった意見も出たので、これは削除しますというような形で、部内で検討する、あるいは県教委や文化庁とも相談した上で、分かっているけれどもリストからは外すという措置を取らざるを得ない。そのように理解していただけるようなことをまずやってから、削除という方向に進んでいただけますか。これを出したおかげでそれが失われてしまったのでは、文化財にとりましても取り返しのつかないことになりますので、そういった危険性は回避すべきだろうと思います。

(事務局) そのように文化庁と協議しながら、削除するようにしていきたいと思います。

(会長) もっと細かいところを言えば、P1で、「2045年には人口3万3千人と推測されています。」とありますが、図1-1では3万107人とあり、3万3千人を割り切っていると思います。

(事務局) 本文を直していませんでした。直します。

(会長) 表を変えたり、グラフを変えたりしたことで文章そのものを直さないといけないところも出てくると思うので、チェックをお願いしたいと思います。

あと気付いたのは、関連文化財群の中で中世土豪という言葉が出てきます。中世土豪という単語は確かに歴史学的には用語としてあるのですが、要するに関東地方等で中世土豪と言った時には、近世に入っても続くような有力者集団のことを指すのか。その中世土豪という言い方がちょっと珍しいので目立ちます。

(委員) P63の図4-1がありまして、ここの自然環境とか縄文時代という点線がずっと引いてあります。この罫線の意味が分からないというのと、縦軸は何を表していて、横軸は何を表しているのかということ、左上のスラッシュになっているところに書いた方がよいと思います。

(会長) 縄文時代の欄の点線はなくていい。

(委員) あとは明治も。

(事務局) 特に意味はないので消します。

(委員) 縦軸に何か名前を付けるとしたら、何ですか。

(事務局) 「時代等」とかででしょうか。

(委員) おそらく地質年代から昭和までは時間軸だと思います。

(会長) 縄文時代から昭和(戦後)までは一文字下げて、そこに時代という縦軸の線を、枠を入れたらどうでしょうか。そうすると歴史時代も含めて新しい時代までという時間軸が出てくる。そこから外れるのは自然環境。そして地質時代という言い方が適切なのかどうか。自然環境だけの方がいいか。自然環境のところ三陸海岸の地質・景観と入っていて、宮古層群と化石があり地質時代となっているので、自然環境でカバーできるでしょうか。

(委員) 下の方の民俗と対比するのであれば、自然でよいのではないのでしょうか。環境だとちょっと違う。自然と民俗と歴史。

(事務局) P62にある表4-1の同じようにします。

(会長) 自然と歴史と民俗でレイアウトして、自然環境ではなく自然でいいと思う。

(委員) 2点ございます。1点目は別で配られました図1-6、文化財の類型のお話で、指定等文化財を未指定文化財が包括するのはおかしいのではないかとということで、それはその通りだと思うのですが、ただゾーニングの図と言いますか、それぞれのエリアは他のエリアを含まない図というふうにして整理したのだと説明付ければ、特におかしくはないと思います。それで最後の地域の宝というのが全てを包括すると、そのような説明ができるのではないかと思います。

2点目ですけれども、P159の図11-1と、次ページのふるさと宮古ネットワークの黄色い図がありますが、この二つは同じことを繰り返し説明している図だと思うのですが。



図11-1の詳細さと次ページのエクセルの表の素っ気なさ。とはいえ、よりこちらの方が詳しいところも実はあります。おそらくこの図とか表はこの計画の中で大切なものであって、今日の会議の冒頭にあった出来た地域計画をどこに配布するか。このふるさと宮古ネットワークのメンバーになるべき対象の人には、確実に届けたいということが本当のところではないかと思えます。この具体化をより練り込んだものにしていく。気付いたところでは、例えばやまびこ塾や宮古歴史サポーター、そのような名前が具体的に入れた方がよかったり、岩手県の県事業については、P97のところで「いわて鉄文化関連遺産ネットワーク」と書いてあるのですが、そのようなことも盛り込んだりするといいと思えます。ただ文化庁からこの件についての指摘はなかったとのことなので、もうすでに完成形でこの冊子が動いているとは思えますので、できる範囲でお願いできればと思います。

(会長) 具体的にはネットワーク構想の段階で、またこの組み合わせは決まってくる。ご指摘のあった県内の様々なネットワーク組織も含めて、どういうふうな関係のネットワークを構築していくのかというあたりをお願いします。

(委員) 図11-1のところで、もし具体的に書いていくのであれば、ジオパークとか国立公園とかすでに委員のメンバーの中にあるような組織は入れておいた方がいいと思えました。あとは民間のガイド団体もあります。

たぶん全体を通してのことですけれども、この宮古市文化財保存活用地域計画、このタイトルは全然魅力がないので、サブタイトルか何かで、地域の人が見たいと思わせるような何かキャッチコピーを入れられないかと思えます。概要版には少なくとも入れたいと思えますが、いかがでしょうか。

(会長) 概要版ではキャッチコピーとまでは言わないまでも、むしろこの地域計画っていうのをサブタイトルにして、メインテーマは森・川・海でもよいだろうし、何か歴史文化を踏まえた表現をタイトルに付けるということで、頑張ってください。やはり市民に知られるための計画ですので、ぜひお願いしたいと思えます。

(委員) 本日は本協議会の委員という立場に加えまして、県全体の文化財保護行政を所管している、そういう立場も含めまして、若干コメントをさせていただきたいと思えます。

この文化財保存活用地域計画でございますけれども、令和5年12月現在、全国では139の市町が作成をして国の認定を受けたところでございます。岩手県におきましては、令和5年の12月15日に花巻市が県内では初の認定を受けたところでございます。このまま順調に手続きが進みますと、宮古市は岩手県では2番目の作成自治体となる予定となっております。

この宮古市の地域計画でございますけれども、「森・川・海の時空をつなぐふるさと宮古の創造」ということを目標としまして、それぞれ地域の特色といったものを捉えて整理をして、保存・活用の方針や手段を、具体的に定義したところというように認識をしているところでございます。私共としましても、この協議会に参加させていただきまして、膨大な文化的要素の汲み取りや整理、そしてそれらを特色付けるテーマやフレーズ、あるいはストーリーの検討など様々な議論を踏まえまして、ここに至る道のりは決して容易なものではなかったというふう感じたところでございます。改めましてこの作成にかかわった事務局のご担当者のご苦勞には深く敬意を示したと思えます。また、この場に置きまして真摯にご指導、ご助言等いただきました、会長はじめとする委員の方々にも改めまして感謝を申し上げたいと思えます。

この地域計画というものを作成することによりまして、例えば自治体の中の歴史文化を継続的に保存・活用していく仕組みというものを構築することができる、あるいはいろいろな人たちが関わって地域について、いろいろ侃々諤々検討する、そういう場でもありますので、様々な人たちが地域について深く議論することができたのではないかと思います。あるいは

一方で、時期的な問題がありますけれども、いわゆるコロナ禍でありますとか、そういった中でワークショップを開催してヒアリングを実施したり、アンケートを取ったり様々な機会があったと思います。そういった部分については、大変ご苦労なされたのではないかと感じてございます。また、そのまとめ上がってきた案を、市の内部、外部の関係する部署との連絡調整など、そういったところも行わなければいけないということで、様々な苦労があったのではないかとということが、改めて感じるところでございます。ただ、そういったことを乗り越えまして、地域の特色であるとか、人々との繋がり、こういったものを改めて確認できたのではないかと考えているところでございます。

先ほどから何度も出てきておりますように、このお宝という言葉が出てきていますけれども、この文化財活用地域計画の作成と言いますのは、いわゆる地域のお宝である文化財、これを通じまして地域の特色を見つめ直すということによって、そこに住む人々の、いわゆるふるさとへの誇りであるとか愛着であるとか、そういったものを深めるとともに、様々な面でもモチベーションを再認識できるよい機会だと考えております。今後、この地域計画が確実に実行されることを期待いたしまして、コメントとさせていただきます。本日はありがとうございました。

(会長) 最初に申し上げましたように、この協議会を8回開かせていただきまして、検討してまいりました。本日が最後でございまして、議題にもありますように、この地域計画の案として今日も意見をいただきましたので、これから直しがまだ入るわけでございます。しかも文化財として貴重だけれども、掲載を躊躇わざるを得ないという重要な問題もございしますが、当面のところといたしましうか、これから年度末に向かい、認定に向かって文化庁に申請する案として、本日ご指摘いただいた内容を変更し修正した上で、これを最終案として確認するというところで、委員のご了解をいただきたいのでありますが、よろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございました。では、まだ手直しはありますけれども、これをもってこの案で異議なしということで進めていただきたいと思います。

先ほどありました地域の宝、宝というのは当然価値があるものですが、価値はあるだけではなくて、価値は作っていくということでもございます。市民一人一人が地域の価値を認めていくということで、よりよい宮古市を作っていく一つのお手伝いがこの計画を通してできればと思っております。本当に長い間委員の皆様方にはありがとうございました。

(事務局) この計画につきましては、今後の部分をお話ししました通り、教育委員会定例会に諮り、その後文化庁に提出するような形になります。これまで8回にわたりご審議いただき、また公開講座等でもご協力いただくなど、皆様には本当にありがとうございました。本日もいろいろなご意見をいただきまして、それにつきましても、この計画の中、修正等加えて文化庁に提出したいと思っております。今日のいただいたご意見を聞いておりますと、計画はその通りという形にはなると思うのですが、今後の認定後の計画の実施が非常に重要と考えております。関係団体の皆様と連携して進めたいと考えておりますが、この後のご意見等うかがう場面もあると存じます。その際にはご指導よろしくお願ひしたいと思います。

<以上、全会一致で了承。>

(5) その他

(会長) 先ほど委員の中からもご指摘がありましたように、せっかく計画を作りましたので、いろいろなイベントと言いましうか、ワーキンググループの活動も含めて、まだまだ優秀な委員の方々がいらっしゃると思いますので、ぜひその辺の活動もご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(事務局) ありがとうございます。皆様よろしくお願ひいたします。

(6) 閉会